

御殿場市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律取扱要領

(目次)

- 第1章 総則
- 第2章 建築主の基準適合義務
- 第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定
- 第4章 雑則

第1章 総則

(趣旨)

- 第1 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2 この要領において使用する用語は、法に定めるところによる。

第2章 特定建築物の建築主の基準適合義務

(建築物エネルギー消費性能確保計画及び確認申請書等に添付する図書)

- 第3 省令第3条第1項に規定する市長が必要と認める図書は次に掲げるものとする。
- (1) 別記様式第1号の手数料計算書
 - (2) 代理者によって申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）
- 2 省令第3条の表の（い）項における設計内容説明書は別記様式第24号によるものとする。
- 3 建築確認申請において、評価書等又はその写しを建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項の期間（同条第6項の規定によりその期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）の末日の3日前までに確認申請書を提出した建築主事等に提出することとし、提出できない又は困難と見込まれる場合は、省エネ適判を受ける旨を記載し、申請者又は設計者が署名した書面（以下「宣言書」という。）は別記様式第26号によるものとする。
- 4 建築基準法第7条第1項若しくは第7条の2第1項の規定による検査の申請又は同法第18条第20項の規定による通知には、別記様式第25号の1から5までの該当する評価方法の省エネ基準工事監理報告書を添付するものとする。

(基準適合命令等)

- 第4 法第13条第1項の規定による命令は、別記様式第2号の命令書により行うものとする。
- 2 法第13条第2項の規定による通知は、別記様式第3号の通知書により行うものとする。

(報告)

- 第5 第4に基づく命令等を受けた者は、その命令等に係る報告は、別記様式第4号の報告書により行うものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

- 第6 省令第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同省令第5条（省令第9条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める者は、別記様式第5号の申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書のほか省令第3条第1項に規定する図書（軽微な変更に係る部分に限る。）を添えて行うものとする。
- (1) 別記様式第1号の手数料計算書
 - (2) 代理者によって申請を行う場合にあっては、委任状
- 2 前項の申請があった場合は、別記様式第6号の証明書を交付するものとする。

(軽微な変更)

第7 省令第5条(省令第9条第2項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更をした者は、御殿場市建築基準法施行細則(平成13年御殿場市規則第20号)第5条に規定する様式第2号による軽微な変更届に、別記様式第7号による軽微な変更説明書及び省令第3条第1項に規定する図書(軽微な変更に係る部分に限る。)を添え、当該対象建築物の建築基準法第7条第4項又は同法第18条第21項の検査を行う建築主事等に提出するものとする。

第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

(市長が定める機関が交付した書面とみなす書面)

第8 御殿場市手数料条例(昭和58年御殿場市条例第39号)別表建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る認定の申請の部、建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る変更認定の申請の部及び建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る軽微な変更に係る証明の申請の部に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証とみなす書面は、次に掲げるいずれかのものとする。

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査適合証
- (2) B E L S評価書(認定基準に適合する評価のものに限る。)の写し
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。)の写し。なお、法の施行の際、現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合していることとする。

(所管行政庁が必要と認める図書)

第9 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請及び建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る軽微な変更に係る証明の申請において、省令第20条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 別記様式第8号の手数料計算書
- (2) 代理者によって申請を行う場合にあっては、委任状

2 省令第20条の表の(い)項における設計内容説明書は別記様式第24号によるものとする。

(図書の添付を省略することができる書類)

第10 省令第20条第3項(省令第27条において準用する場合を含む。)に規定する市長が不要と認める図書は、省令第20条第1項に規定する図書のうち、第8各号の書面に応じ、それぞれの書面にかかる部分とする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に併せて、計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の添付図書)

第11 建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する建築物に係る法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出は、建築基準法第6条の3第7項の適合性判定通知書又はその写しを添えて行うものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の通知)

第12 法第30条第3項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事等への計画の通知は、別記様式第9号の通知書により行うものとする。

(不認定通知書)

第13 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る計画が、法第30条第1項各号に規定する基準に適合しないと認める場合の通知は、別記様式第15号の不認定通知書により行い、法第30条第6項の規定により認定できない場合の通知については、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画が基準に適合しないと認める場合又は認定で

きない場合 別記様式第 10 号の不認定通知書

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が基準に適合しないと認める場合又は認定できない場合 別記様式第 11 号の不認定通知書

(認定建築主に対する報告の徴収)

第 14 法第 32 条の規定による認定建築主に対する建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況についての報告の請求は、別記様式第 12 号の報告請求書により行うものとする。

2 前項に基づく報告の請求を受けた者は、その請求に係る報告は、別記様式第 13 号の報告書により行うものとする。

(認定建築主に対する改善命令)

第 15 法第 33 条の規定による認定建築主に対する改善命令は、別記様式第 14 号の改善命令書により行うものとする。

(認定の取消し)

第 16 法第 34 条の規定により認定を取り消す場合は、別記様式第 15 号の認定取消通知書により行うものとする。

2 前項により認定を取り消された場合にあっては、認定建築主は、法の規定に基づく認定通知書を市長に返却するものとする。

(認定申請の取り下げ)

第 17 申請者が建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受ける前に当該申請を取り下げようとする場合は、別記様式第 16 号の認定申請取下げ申請書の正本及び副本を提出しなければならない。

2 前項の認定申請取下げ申請書を受理した場合にあっては、市長は認定申請取下げ申請書の副本に、認定に係る申請書の副本及びその添付図書を添えて返却するものとする。なお、申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第 18 省令第 28 条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同省令第 25 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める者は、別記様式第 17 号の申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書のほか省令第 20 条第 1 項に規定する図書（軽微な変更に係る部分に限る。）を添えて行うものとする。

(1) 別記様式第 8 号の手数料計算書

(2) 代理者によって申請を行う場合にあっては、委任状

2 前項の申請があった場合は、別記様式第 18 号の証明書を交付するものとする。

(軽微な変更)

第 19 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けた者は、省令第 25 条の規定による軽微な変更をする場合にあっては、別記様式第 7 号の軽微な変更説明書に、省令第 20 条第 1 項に規定する図書（軽微な変更に係る部分に限る。）を添えて市長に提出するものとする。

2 省令第 8 条ただし書きの規定による同条第 2 号に定める書類の提出をした者であって、同省令第 25 条に規定する軽微な変更をした者は、建築基準法施行細則第 5 条に規定する様式第 2 号による軽微な変更届に、別記様式第 7 号の軽微な変更説明書及び省令第 20 条第 1 項に規定する図書（軽微な変更に係る部分に限る。）を添え、当該対象建築物の建築基準法第 7 条第 4 項又は同法第 18 条第 21 項の検査を行う建築主事等に提出するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出)

第 20 認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事を取りやめようとするときには、別記様式第 19 号の申出書に、省令第 24 条第 2 項に規定する通知書及び省令第 27 条において準用する省令第 24 条第 2 項に規定する通知書（法第 31 条第 2 項において準用する法第 31 条第 1 項の規定による変更の認定を受けたものに限る。変更の認定を複数回受けたものにあっては、その全ての通

知書)を添えて、市長に申し出なければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認)

第21 建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨の確認を行い、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める確認書を作成した者が認定建築主に提出しなければならない。

(1) 建築基準法第5条の6第4項の規定による工事監理者(以下、単に「工事監理者」という。)を定めた場合 工事監理者が作成する別記様式第20号の確認書

(2) 工事監理者を定める必要がない場合 工事施工者(建築基準法第2条第1項第18号に規定する工事施工者をいう。以下同じ。)が作成する別記様式第21号の確認書

2 工事監理者又は工事施工者は、建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨の確認を行った部位毎に1枚以上の工事写真(カラー写真とする。)を撮影し、別記様式第20号又は別記様式第21号の確認書に添付し、認定建築主に提出しなければならない。

(工事の完了報告)

第22 認定建築主は、前条による建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書の提出を受けたときは、速やかに、次に掲げるいずれかにより、工事完了報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 工事監理者を定めた場合にあつては、別記様式第22号の報告書

(2) 工事施工者の場合にあつては、別記様式第23号の報告書

2 前項の場合において、添付する書類は次に掲げるものとする。

(1) 別記様式第20号又は別記様式第21号の確認書の写し(別添の工事写真はカラーとする。)

(2) 建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項に規定する検査済証の写し

第4章 雑則

(審査等の事務分掌)

第23 法、政令、省令及びこの取扱要領の規定による事務の取扱は、建築物の規模により建築基準法令取扱規定(昭和49年静岡県訓令甲第2号)第2条第1項の規定による建築主事等が行う確認等の範囲に準じ行うものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。